

半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十三号

半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(半田市職員の定年による退職の特例に関する規則の一部改正)

第一条 半田市職員の定年による退職の特例に関する規則(昭和六十年半田市規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市職員の定年等に関する規則

第一条中「第四条第五項の規定に基づき、定年による退職の特例」を「の施行」に改める。

第二条第一項中「引き続き」を「引き続き」に、「繰り上げて退職させる」を「繰り上げる」に改める。

第三条の見出しを「(定年による退職の特例に係る報告)」に改め、同条中「引き続き」を「引き続き」に、「の状況」を「(同項ただし書の規定による任命権者の承認を得て勤務させる職員を除く。)の状況」に改める。

第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第四条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)が延長された管理監督職(条例第六条に規定する職をいう。以下同じ。)を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(降任等に伴う書面の交付)

第五条 任命権者は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(次項において「他の職への降任等」とい

う。）をする場合には、当該職員に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 任命権者は、条例第九条の規定により異動期間を延長する場合又は条例第十一条の規定により他の職への降任等をする場合には、当該職員に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第六条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面により得なければならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第七条 条例第十二条及び第十三条第一項の規則で定める情報は、定年前再任用（条例第十二条及び第十三条第一項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第二条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年半田市規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第二十二条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「法第二十八条の五第一項の規定による」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同条第三項第二号中「再任用職員（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第六項第二号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条の二第一項中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に、「再

任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一の備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(半田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第三条 半田市職員の育児休業等に関する規則(平成四年半田市規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条中「第四号イ(3)」を「第五号イ(2)」に、「市(町村)長」を「市長」に改める。

(半田市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 半田市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成二十五年半田市規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号口中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(半田市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第五条 半田市職員の退職管理に関する規則(平成二十八年半田市規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項」に改める。

(半田市職員の住居手当支給規則の一部改正)

第六条 半田市職員の住居手当支給規則(平成二十九年半田市規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。)」に改める。

(半田市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第七条 半田市職員通勤手当支給規則(平成十六年半田市規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

(半田市職員の単身赴任手当支給規則の一部改正)

第八条 半田市職員の単身赴任手当支給規則(平成二年半田市規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「。以下「法」という。」第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「(第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項)に、「法第二十八條の二第一項」を「同法」に改め、「(法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同項第七号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則(令和六年半田市規則第十三号)第一条の規定による改正後の半田市職員の定年等に関する規則(昭和六十年半田市規則第一号)第二条及び第三条の規定は、半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第二十七号。次条から第五条までにおいて「令和四年改正条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

(令和四年改正条例附則第二条第二項の規則で定める職及び職員)

第三条 令和四年改正条例附則第二条第二項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年(同項に規定する改正後定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における改正後定年を超える職(当該職に係る定年が令和四年改正条例第一条の規定による改正後の半田市職員の定年等に関する条例(附則第五条において「改正後の定年条例」という。)(第三条に規定する定年である職に限る。))とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第四条 令和四年改正条例附則第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項の規則で定める情報は、令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用（令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規則により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(令和四年改正条例附則第十条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第五条 令和四年改正条例附則第十条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年相当年齢（令和四年改正条例附則第五条第一項に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る改正後定年相当年齢が改正後の定年条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第十条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年

相当年齢に達している者とする。

- 3 令和四年改正条例附則第十条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（改正後の定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。）とする。

（半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 第六条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年半田市規則第十三号。次項において「令和六年改正規則」という。）第二条の規定による改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年半田市規則第六号。以下この条において「改正後の勤務時間規則」という。）第八条の第三第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項第二号の規定を適用する。

- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和六年改正規則の規定による改正後の勤務時間規則第八条の三第二項、第十一条第一項及び第二項、第十一条の二第一項並びに別表第一備考の規定を適用する。

- 3 前二項に規定するもののほか、改正後の勤務時間規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（半田市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 第七条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第二十七号）附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年半田市規則第十三号。次項において「令和六年改正規則」という。）第五条の規定による改正後の半田市職員の退職管理に関する規則（平成二十八年半田市規則第十九号。次項において「改正後の退職管理規則」と

いう。〕第二十条第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第二十七号）附則第三条第一項又は第二項」とする。

2 令和六年改正規則の施行前に、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により半田市の職員として採用された場合における改正後の退職管理規則第二十条の規定の適用については、なお従前の例による。

（半田市職員の住居手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年半田市規則第十三号）第六条の規定による改正後の半田市職員の住居手当支給規則（平成二十九年半田市規則第二十六号）第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

（半田市職員の単身赴任手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、半田市職員の単身赴任手当支給規則（平成二年半田市規則第二十四号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。）第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から、当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが単身赴任手当規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この条において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）第十三條の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

一 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第二十七号。以下この条において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による採用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定による採用（令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下この号において「新地方公務員法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新地方公務員法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第三項、第六条第二項、第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

2 令和四年改正条例附則第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に令和四年改正条例による改正後の半田市職員の定年等に関する条例（昭和五十八年半田市条例第二十六号）第十二条の規定により採用された職員に対する半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年半田市規則第十三号。次項において「令和六年改正規則」という。）第八条の規定による改正後の単身赴任手当規則（次項において「改正後の単身赴任手当規則」という。）第五条第三項の規定の適用については、同項第一号中「退職した日」とあるのは「退職した日（半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第二十七号）附則第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）とする。」とする。

3 施行日前に、令和六年改正規則第八条の規定による改正前の単身赴任手当規則第

五条第三項第一号に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、改正後の単身赴任手当規則の施行後も、なおその効力を有する。